

【各論】 『土芥寇讎記』と『諫懲後正』の評価比較

新井 麻衣子

【班のテーマ】

『土芥寇讎記』と『諫懲後正』の両史料を徹底比較し、『土芥寇讎記』の相対化を行い、『土芥寇讎記』の史料としての意味合いを考へることとした。したがって、『土芥寇讎記』に書かれている内容から何かを読み取るのではなく、書かれているものそのものに忠実に基づいて考えを進めていくため、客観的にあるいは機械的に班で設定した基準に従って史料を読み進めていくことになった。また、当初は『土芥寇讎記』及び『諫懲後正』の二書のみを対象としていたが、それでは比較の幅が広がらず、相対化にならないので、用いることのできる範囲で『武家勸懲記』も利用していくこととした。

【共同作業】

第三班では、共同作業として前回の講義においてその受講者によって作成された『土芥寇讎記』の表を見直し、班の基準に従って改正を行った。また、『諫懲後正』は班員で分担し、新しく表を作成した。さらに、『土芥寇讎記』と『諫懲後正』両書に書かれている大名とそうでない大名とに分類して、共通した大名は『土芥寇讎記』と『諫懲後正』の記述内容が比較しやすいように並べて記載した表を作成した。また、後に『武家勸懲記』を有効利用するため、そのデータをデジタル化するところまでを共同作業とした。

【史料解読の基準】

これまでに、何度か「班で設定した基準」というような表現を用いたので、ここにその基準を記しておきたい。前述の通り、第三班では史料を客観的に読み取りたいため、担当者の主観が入らないようにこのような基準をもうけることとした。この基準は、筆者による評価の部分から、当該大名は全体としてどう評価されているのかを判定する際に用いることとした。その判定の分類は、「良」・「普」・「悪」とし、欠点の記載がまったくされていない場合を「良」、良い点も書かれてはいるが、何らかの難があるという記載がなされていた場合を「普」、何一つ良い点の記載がなく、難ばかりを指摘されていた場合を「悪」とした。

【個別分担作業】

最後に、班での分担作業についても軽く触れておきたい。第三班では、協力して作成した表をもとに、『土芥寇讎記』と『諫懲後正』の比較を行っていくこととした。具体的には、その書式や大名の配列論理などからの視点・『土芥寇讎記』から『諫懲後正』にかけて、評価が「良」もしくは「普」から変わらなかった大名について見ていく視点・『土芥寇讎記』から『諫懲後正』にかけて、評価が「悪」から「良」もしくは「普」に変化した大名を見る視点、『土芥寇讎記』から『諫懲後正』にかけて、評価が「悪」から「悪」のまま、もしくは「良」あるいは「普」から「悪」になってしまった大名を見る視点の計四つの視点で個別に作業を行っていくことになった。

【担当作業の経緯】

私の担当する作業は、『土芥寇讎記』から『諫懲後正』にかけて、評価が「悪」から「良」または「普」に変わった大名を考察することになった。そこで、該当する大名をここであげておく。

《評価が「悪」から「良」または「普」に変わった大名》

・二・十三 松平肥前守源綱政

- ・三、十八 松平伊予守源綱政
 - ・四、二十三 佐竹右京大夫源義処
 - ・六、三十六 酒井左衛門蔚源忠直(忠真)
 - ・八、五十一 阿部対馬守正森(正盛)
 - ・十一、五十五 本多隠岐守藤原康慶
 - ・九、六十 内藤能登守藤原義孝
 - ・十一、七十四 脇坂淡路守藤原安照
 - ・十一、八十 松平若狭守源直明
 - ・十四、九十七 青山播磨守菅原(藤原)幸明
 - ・十四、九十九 津輕越中守藤原信政
 - ・十七、百二十二 永井伊賀守大江尚富
 - ・十八、百二十八 秋月長門守大藏種政
 - ・二十三、百七十 阿部伊予守阿部正春
 - ・二十三、百七十二 細川玄蕃允源興英
 - ・二十二、百七十五 保科兵部少輔源正祥
 - ・二十八、百八十七 一柳土佐守越智末朝
 - ・二十九、二百十八 加藤右京藤原泰忠
 - ・十九、二百二十八 松平壱岐守源仲純
 - ・二十一、二百三十七 石川吉十郎(能登守)源乘紀
- *注番号は上段が『諫懲後正』での巻数、下段が『土芥寇讎記』での通し番号を示している。
- では、なぜこのような評価の差異がでてきたのか、その理由を考えて行きたい。

該当する大名に関する『土芥』及び『諫懲』の評価にまつわる記述を読んだところ、ほぼすべてが文武どちらかを学び、行跡が正しくなったことから好評価に転じていると言える。

◆ 例)二、十三 松平肥前守源綱政

〈『土芥』謳歌評説の項〉

「利発過ギタルハ、智ノ足ズニ同ジ」「勝手不如意ヲ世上ニ披露セン為ニ、家中ノ物成半分借、剩へ先例ヨリ定タル在江戸宛行迄減少セラルル事、誠ニ賢過タル猿智恵、更ニ善人賢者ノ取ラザル所也」「是不学ニシテ文道ヲ学ザル故ニ、仁ト義トヲ弁ヘザルナルベシ」

「武道ヲ学ザルモ、主将ノ法ニ背ケタリ」

〈『諫懲』愚評の項〉

「文武ヲ心掛行跡正シク家民ヲ憐レムヲ疎カナラス忠義ヲ旨トシ公勤ヲ怠ラズ生得發明ニシテ孝敬ヲ専ラニシ家國ノ政道順路ナリ所行静力不義ナシトナレハ論スヘキ様ナシ」

この例は、文武不学である状態から文武を志し、行跡も良くなった、故に評価が上がっていると考えられるパターンだが、文武不学である状態から文道あるいは武法どちらかを学び、片方ないのは不足だが、行跡が良いからまあいいだろうという場合もよく見られる。

◆ 例)二十三、百七十二 細川玄蕃允源興英

〈『土芥』謳歌評説の項〉

「無学ニシテ、短慮ニ、忿リ多く、人使ヒ悪ク、殊ニ仁愛ノ心ナキニ依リテ、殺生ヲ好ム」

「闇将トスベシ」

〈『諫懲』愚評の項〉

「文道ヲ学ハスト雖モ本書ノ如クナランニ論スヘキ様ナシ」

このように見てくると、評価が「悪」から「良」または「普」に変わったものに関して、

一、元禄3年から元禄14年にかけて、大名たちが学問に励むようになつた可能性。その結果として、文武の習得率が向上し、

行跡の良化につながったのだろうか。

二、『土芥』の筆者と『諫懲』の筆者の評価基準が異なる可能性。すなわち、『土芥』のほうが『諫懲』よりも評価が厳しくなっている。

ということがそれぞれ考えられた。

さらに、二に関して、『土芥』及び『諫懲』を読み比べていて目に付くこととして、『土芥』においては文武を学んでいるかどうか非常に厳しい目を向けているのに対して、『諫懲』ではそれほどもなく、むしろその大名の行いが良いか悪いかに目が向けられていることに気づく。

◆『土芥』

例)九・六十 内藤能登守藤原義孝

「文武ヲ学バザル事、主将ノ器ニ叶ワズ」

◆『諫懲』

例)二十九・二百十八 加藤右京藤原泰忠

(生得寛然として文道を不学、武法を少々志し、行跡不義なく賢慮、礼儀を正し、法に背かず、家民を憐れみ、仕置順 という本文をふまえて)

「本文ノ如クナラント論スヘキ事ナシ」

しかしここで、『土芥寇讎記』と『諫懲後正』の二書だけでは相対化が行えず、ただの推論を繰り返すことしかできなくなってしまうので、『武家勸懲記』もふまえて考えていくこととする。

《当該大名のうち『武家勸懲記』にも記述されている大名》

- ・阿部伊豫守安倍正春(三十二)
- ・阿部対馬守安倍正森(九)
- ・佐竹右京太夫源義處(五)
- ・松平伊予守源綱政(四)

・酒井左衛門蔚源忠直(忠真)(七)

・津軽越中守藤原信政(十九)

*カッコ内は『武家勸懲記』内の巻数

『土芥』・『諫懲』・『武家勸懲記』の三書を見比べてみると、これまで二書を見比べただけでは到底わかり得なかった新事実が浮かび上がってきた。それは、『武家勸懲記』と『諫懲』の記述が今回みた大名の中ではほぼ一致したということである。これまでは、『土芥寇讎記』と『諫懲後正』の記述の相違にのみ焦点を当てていたため、時が流れることによって大名の行いや文武の有無が変化していたと考えたが、『武家勸懲記』と『諫懲』の記述が一致したことにより、そうとは言えなくなり、『土芥寇讎記』の特殊性が浮き彫りとなった。すなわち、『土芥』から『諫懲』にかけて評価の基準が変わったのではないかとこれまで考えてきたが、『土芥』と『諫懲』は性質がことなつたものではないかと新たに考えられるのである。時代性、評価基準云々の前に、これらの書の性格を再検討する必要性が出てきたと言えよう。

【付記】

半年間この講義に参加し、日本史研究の実践現場に参加させて頂き、初めてのことばかりでためらうことも多かったが、とてもためになった講義であった。院生の方々の深い専門知識、史料への取り組みの姿勢、学問とはこういうものなのだと感じ、研究方法を学ぶことができ、今後の自分の研究に活かせる点は活かしていきたいと思つた。私はこの『土芥寇讎記』研究の本来にわずかな部分に関与させて頂いたが、この史料がかなり有用なものであることは言うまでもないが、私や先輩方の研究によってこの史料が一日も早く生きた史料になれば良いと心から願ひ、私の担当した事柄が少しでも研究の助けになれば幸いである。最後になったが、私のような初心者を受け入れてくださり、感謝しております。